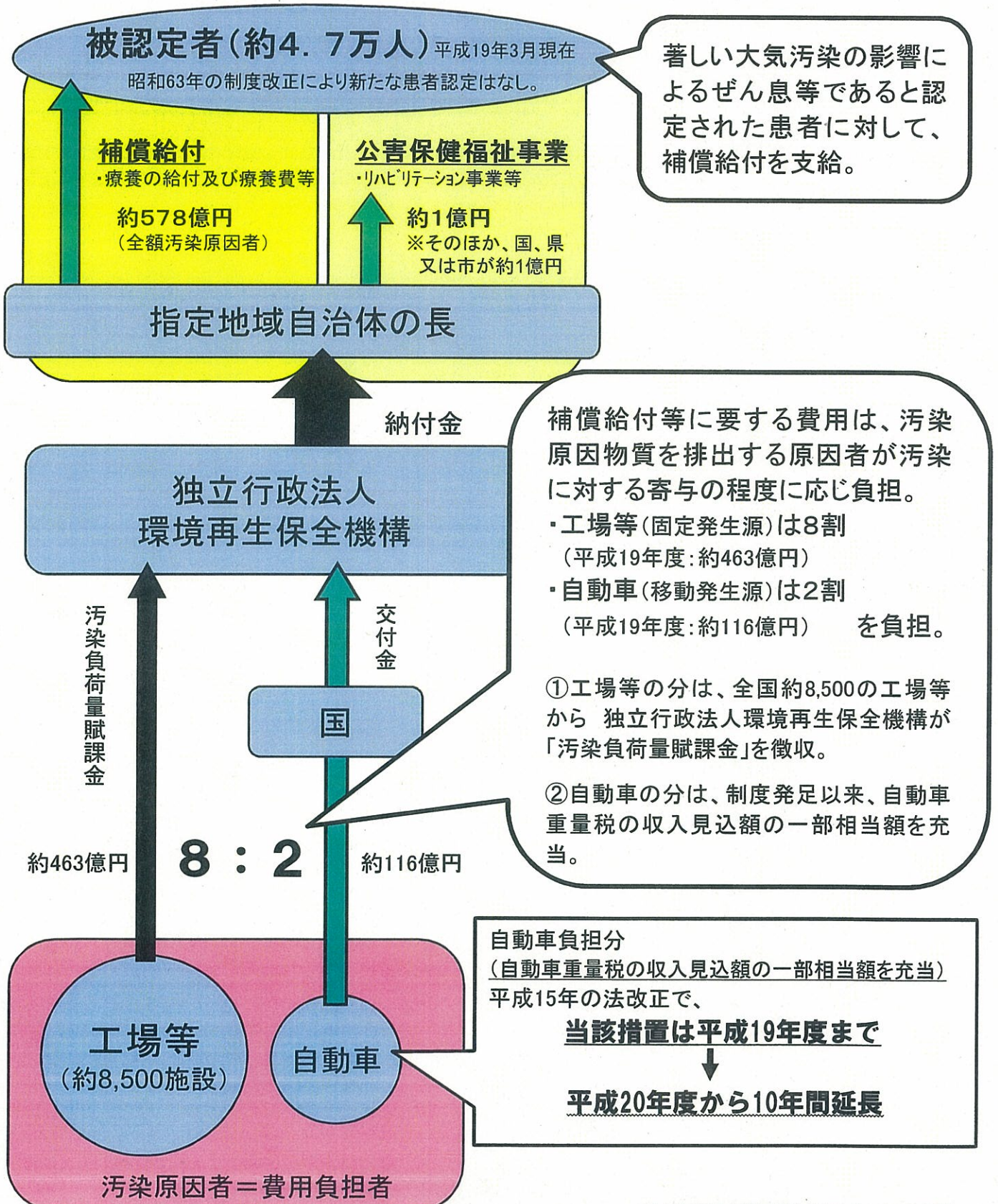


公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

公害健康被害補償制度(大気汚染系)の仕組み

民事責任を踏まえた公害健康被害者の迅速かつ公正な救済を目的とする行政上の補償制度
 [制度の発足]昭和49年9月(昭和63年3月1日改正法施行)



(注)金額及び施設数は平成19年度見込

公害健康被害補償制度の概要

背景

公害被害の特殊性にかんがみ、汚染原因者負担等を前提とした民事責任を踏まえつつ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護するため、昭和48年に公害健康被害補償法を制定。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病(指定疾病)にかかっているとして、申請に基づき、指定地域の都道府県知事等が認定した者
(指定地域及び被認定者数は次頁表1、図1のとおり。)

- ①**第一種地域**：相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域(当初、四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年法改正によりすべて解除)
- ②**第二種地域**：水俣病、イタイイタイ病等原因物質との因果関係が明らかな疾病が多発している地域

補償等の内容及び財源

(1)医療費等の補償給付

療養、障害補償費、遺族補償費、療養手当等7種を給付

<財源>

第1種地域：汚染負荷量賦課金(8割)及び自動車重量税からの引き当て(2割)

第2種地域：汚染原因者からの特定賦課金(水俣病及びイタイイタイ病については、汚染原因企業と患者団体による補償協定により企業から直接給付)

(2)公害保健福祉事業

リハビリテーション、転地療養、療養指導等を実施

<財源>

国1/4、県又は市1/4、汚染原因者(汚染負荷量賦課金、自動車重量税、特定賦課金)1/2

(3)健康被害予防事業(昭和63年の第一種指定地域の解除の際に創設)

健康の確保・回復を図る事業及び環境の改善に資する事業を実施

<財源>

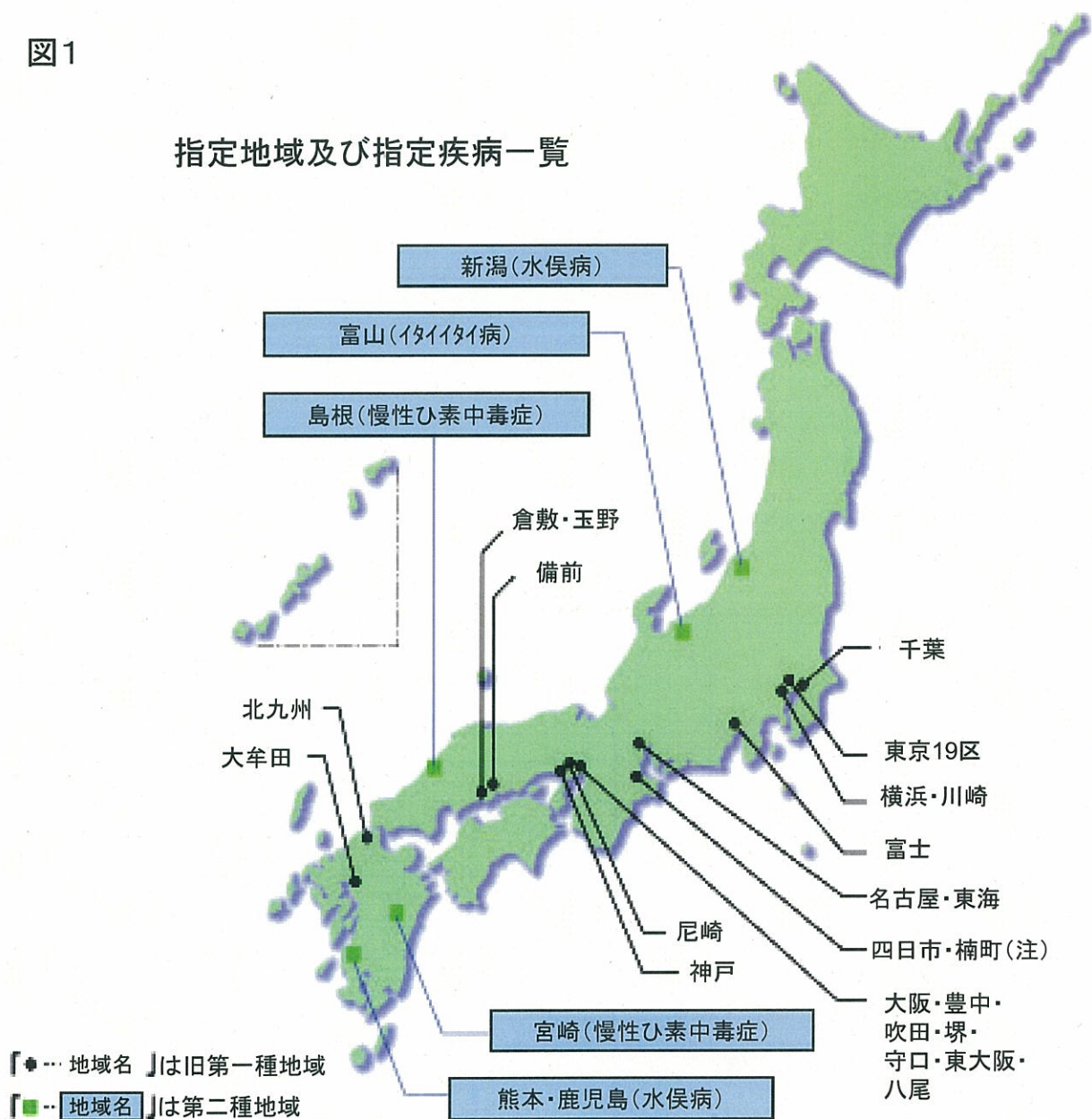
事業者及び国等の拠出による約500億円の基金の運用益

表1

	指定疾病	指定地域	被認定者数 (H19.3末生存者)
旧第一種地域	慢性気管支炎、気管支ぜん息、 ぜん息性気管支炎及び肺気腫 並びにこれらの続発症	四日市、東京19区、川崎、 尼崎等41地域	47, 193
第二種地域	水俣病	・熊本県・鹿児島県 ・新潟県	895
	イタイイタイ病	・富山県	4
	慢性砒素中毒	・宮崎県 ・島根県	58

図1

指定地域及び指定疾病一覧



(注)楠町は平成17年から四日市市と合併

旧第一種地域被認定者数の年度別推移

